#### 1 適用範囲

本資料は、3次元設計データを活用した付帯構造物設置工(以下「付帯構造物設置工(ICT)」という。) に適用する。

なお、付帯構造物設置工(ICT)については、ICT 土工および ICT 舗装工と同時に実施する場合に適用できるものとする。

# 2 適用工種

- ・コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)、(コンクリートブロック張)、(連 節ブロック張)、(天端保護ブロック)
- 緑化ブロック工
- 石積(張)工
- ・側溝工(プレキャストU型側溝)(L型側溝)(自由勾配側溝)
- •管渠工
- •暗渠工
- ・縁石工 (縁石・アスカーブ)
- ・基礎工 (護岸) (現場打基礎) (プレキャスト基礎)
- ・海岸コンクリートブロック工
- ・コンクリート被覆工
- 護岸付属物工

### 3 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

## 4 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

- (1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理および3次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。ただし、付帯構造物設置工(ICT)と同時に実施する、ICT 土工および ICT 舗装工において補正係数を乗じる場合は適用しない。
  - ・共通仮設費率補正係数 : 1.2 ・現場管理費率補正係数 : 1.1

※小数点第3位四捨五入2位止め

上の費用の対象となる出来形管理は、以下の1)~5)とし、ICT活用工事実施要領(付帯構造物設置工)に示すその他の出来形管理の経費は、共通仮設費率および現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3)無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5)上記1)~4)に類似する、その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

#### (2) 費用計上にあたっての留意事項

1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理および3次元データ納品を行

### 別紙-12

## ICT 活用工事積算要領(付帯構造物設置工)

う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が(1)で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。

2)受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。